

死亡届に伴う主な手続き一覧

項目	都留市での手続き	問い合わせ担当課	手続き済み
世帯主変更の手続き	亡くなった方が世帯主だった場合は、世帯主を変更する必要があります。	市民課 市民窓口担当 1-①	
印鑑登録をされていた方	登録は廃止されますので、印鑑登録証（手帳）をお返してください。		
住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方	カードは廃止されますのでお返してください。		
通知カード	カードは返納義務はありませんが、返納していただいても構いません。		
国民健康保険の被保険者	保険証をお返してください。 喪主の方に「葬祭費」が給付されますので、喪主の「口座がわかるもの」を持参し申請をしてください。	市民課 保険年金担当 1-③	
国民年金の手続き	年金の加入者、受給者は死亡一時金・未支給年金の請求の手続きをしてください。		
後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の方）	保険証をお返してください。 喪主の方に「葬祭費」が給付されますので、喪主の「口座がわかるもの」を持参し申請をしてください。		
各種助成を受けていた方	受給者証をお返してください。		
児童手当の受給者	未支払分の児童手当の請求・受給者変更の手続きをしてください。	健康子育て課 子育て支援担当	
児童扶養手当 ひとり親家庭医療費助成 受給者	受給者証を持参し、健康子育て課で手続きをしてください。		
バイク・軽自動車をお持ちの方	亡くなった方が所有するバイク・軽自動車の『名義変更』『廃車』の手続きが完了するまでの間、その納税などについて、相続人の中から代表者を定める必要があります。	税務課 市民税担当 1-⑤	
市内に固定資産をお持ちの方	亡くなった方が所有する固定資産の『相続登記』が完了するまでの間、その納税などについて、相続人の中から代表者を定める必要があります。	税務課 資産税担当 1-⑥	
市営住宅にお住まいの方	世帯員異動、名義人変更または退居の手続きをしてください。	建設課 建築・住宅担当 1-⑭	
水道の手続き	所有者変更及び使用者変更、または閉栓が必要な方は手続きをおこなってください。	上下水道課 水道業務 ・簡易水道担当 別館	
介護保険の被保険者（65歳以上の方）	保険証をお返してください。	市役所窓口 いきいきプラザ都留 長寿介護課 介護保険担当	
障害者手帳等をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳を福祉課にお返してください。 手帳を持参し、福祉課で手続きをしてください。	いきいきプラザ都留 福祉課 障害者支援担当	
各種助成を受けていた方	受給者を福祉課にお返してください。 受給者証を持参し、福祉課で手続きをしてください。		

※手続きを行う方の印鑑、本人確認書類（免許証など）をお持ち下さい。

※手続きによっては、委任状が必要になる場合があります。

【お問い合わせ】

◎都留市役所 0554-43-1111（代）

◎いきいきプラザ都留

0554-46-5112（福祉課）0554-46-5113（健康子育て課）0554-46-5118（長寿介護課）

都留市役所 庁舎配置図



いきいきプラザ都留 案内地図

